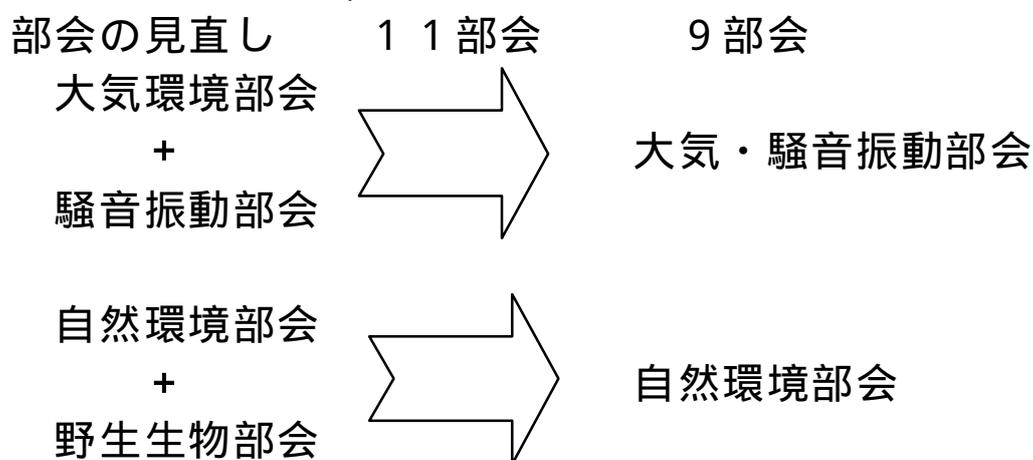


中央環境審議会の見直し等について

中央環境審議会においては、効率的な審議会運営に資するために、平成 24 年 11 月に開催した第 18 回総会において「今後の中央環境審議会の運営等のあり方について(提言)」をまとめ、部会の統廃合等を内容とする中央環境審議会議事運営規則の改正等を行ったところである。

今般、内閣官房長官から政府の方針として各府省に対して審議会等の見直しについての指示があったことを踏まえ、更なる部会の統廃合を行うとともに、委員、臨時委員の削減を図り、より効率的な審議会運営を行うこととする。

(今回の見直しの概要)



* 議事運営規則の改正が必要。

委員の削減

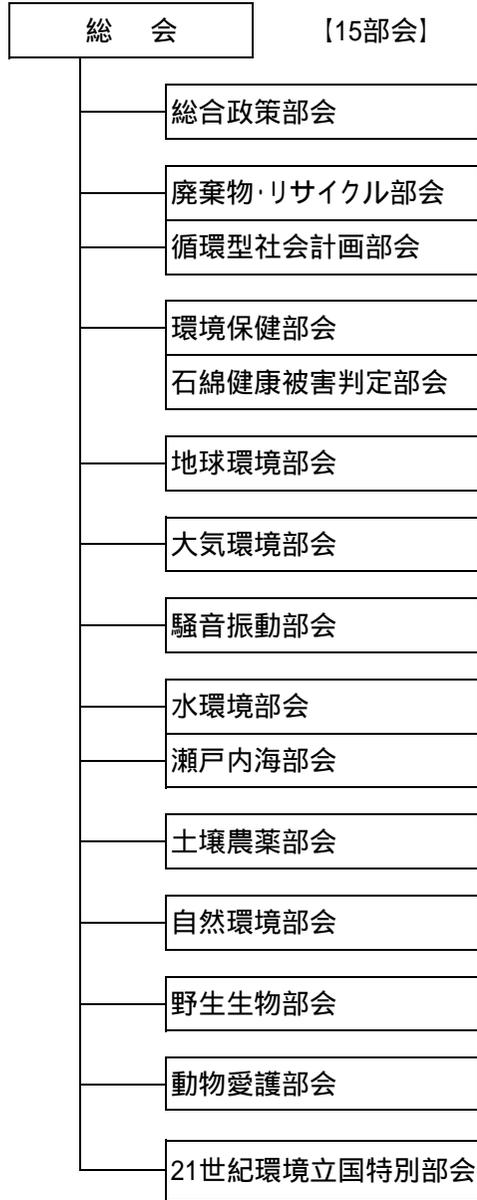
委員を前期より 5 人削減し 25 人とする。

臨時委員の削減

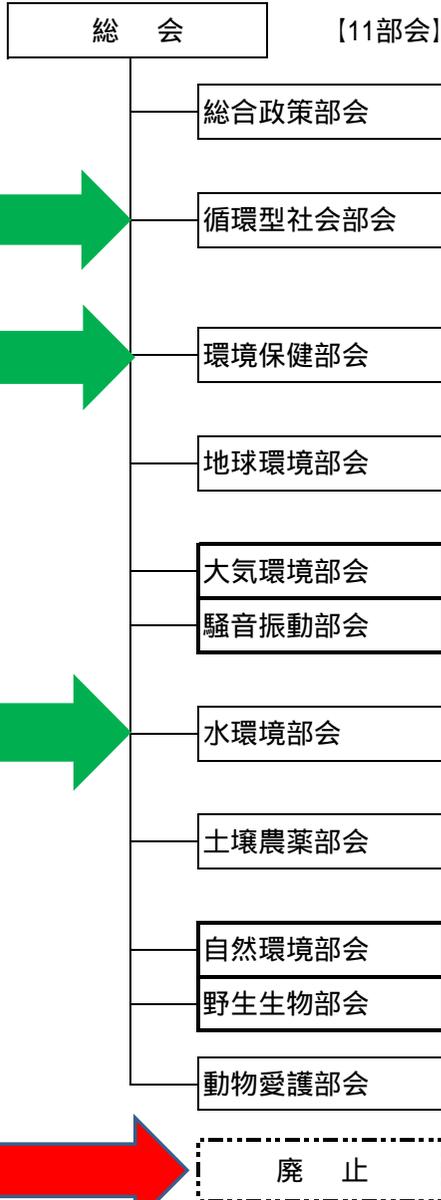
臨時委員の総数を前期比 4 割削減するとともに、各部会所属の臨時委員数を概ね 20 人とする。

中央環境審議会 部会の統廃合

平成25年1月5日以前



平成25年1月6日以降



今回の統合案

